

第53号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和2年8月27日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第十三号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「男性職員」を「職員」に、「配偶者」を「配偶者等（配偶者又は当該職員と性別（自認する性別を含む。以下同じ。）が同一であつて、当該職員との関係が婚姻関係と同様の事情にあると委員会が認める者（以下「同性パートナー」という。）をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項及び第三項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第二十三条の二第一項中「男性職員」を「職員」に、「配偶者」を「配偶者等」に改め、同条第二項中「配偶者」を「配偶者等」に、「男性職員」を「職員」に改め、同条第六項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第二十五条第一項中「結婚する場合」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情になる場合を含む。以下同じ。）」を加え、同条第二項第一号中「場合」の下に「又は職員と当該職員と性別が同一である者との関係が婚姻関係と同様の事情になると委員会が認める場合」を加え、同項第二号中「の親族」を「の親族等」に、「親族に限る。」を「者をいう。」に改め、「引き続き別表第四」を「引き続き同表」に改める。

第二十八条第一項中「親族」を「配偶者等、六親等内の血族及び三親等内の姻族（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び同性パートナーの血族を含む。以下同じ。）」に改める。

第二十九条の二第一項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第三十条第一項中「から第三号まで」の下に「、第八号及び第九号」を加え、同項第五号及び第七号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同項に次の二号を加える。

八 同性パートナー

九 同性パートナーの父母

付則に次の一条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に係る夏季休暇の特例)

第八条 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)により対応が必要になった業務に従事する職員で委員会が必要があると認められたものに対する令和二年度における第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「九月三十日」とあるのは、「十一月三十日」とする。

別表第四(第二十五条関係)

親族等		日数
配偶者等	一 親等の直系尊属(父母) 一 親等の直系卑属(子) 二 親等の直系尊属(祖父母) 二 親等の直系卑属(孫) 二 親等の傍系者(兄弟姉妹) 三 親等の直系尊属(そう祖父母) 三 親等の傍系尊属(おじ又はおば) 三 親等の傍系卑属(おい又はめい) 四 親等の傍系者(いとこに限る。)	十日 十日 七日 五日 五日 五日 五日 三日 一日
血族		

姻族	
一 親等の直系尊属	五日
一 親等の直系卑属	五日
二 親等の直系尊属	三日
二 親等の直系卑属	二日
二 親等の傍系者	二日
三 親等の直系尊属	一日
三 親等の傍系尊属	一日
三 親等の傍系卑属	一日

備考

- 一 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 二 代襲相続の場合において、祖先の祭具、墳墓等の承継を受けた者は、一親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。
- 三 特別養子縁組の成立前の監護対象者等は、一親等の直系卑属（子）に準ずる。

付 則

この規則は、令和二年九月一日から施行する。ただし、付則に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年教育委員会規則第十五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則</p> <p>平成十二年三月三十日 文教委規則第十五号 (略)</p> <p>令和二年●月●日文教委規則第十三号</p> <p>第一条～第二十二條 (略) (出産支援休暇)</p> <p>第二十三條 出産支援休暇は、職員がその配偶者等（配偶者又は当該職員と性別（自認する性別を含む。以下同じ。）が同一であって、当該職員との関係が婚姻関係と同様の事情にあると委員会が認める者（以下「同性パートナー」という。）をいう。以下同じ。）の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。</p>	<p>○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則</p> <p>平成十二年三月三十日 文教委規則第十五号 (略) 新設</p> <p>第一条～第二十二條 (略) (出産支援休暇)</p> <p>第二十三條 出産支援休暇は、男性職員がその配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。</p>
<p>2 出産支援休暇は、配偶者等の出産の前後を通じて、日を単位として二日以内で承認する。</p> <p>3 委員会は、出産支援休暇を承認するときは、配偶者等の出産の事実を確認できる証明書等の提出を求めることができる。 (育児参加休暇)</p>	<p>2 出産支援休暇は、配偶者の出産の前後を通じて、日を単位として二日以内で承認する。</p> <p>3 委員会は、出産支援休暇を承認するときは、配偶者の出産の事実を確認できる証明書等の提出を求めることができる。 (育児参加休暇)</p>
<p>2 出産支援休暇は、職員がその配偶者等の産前産後の期間に育児に参加するための休暇とする。</p>	<p>2 出産支援休暇は、配偶者の前後を通じて、日を単位として二日以内で承認する。</p> <p>3 委員会は、出産支援休暇を承認するときは、配偶者の出産の事実を確認できる証明書等の提出を求めることができる。 (育児参加休暇)</p> <p>第二十三條の二 育児参加休暇は、男性職員がその配偶者の産前産後の期間に育児に参加するための休暇とする。</p>

2 育児参加休暇は、配偶者等の出産の日の翌日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間内において承認する。ただし、職員に当該職員又はその配偶者等と同居する小学校就学の始期に達するまでの子がある場合は、配偶者等の出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあっては、十六週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間内において承認する。

3～5 （略）

6 委員会は、育児参加休暇を承認するときは、配偶者等の出産の事実を確認できる証明書等（第二項ただし書に規定する場合には、出産の事実を確認できる証明書等及び当該職員又は配偶者等が子と同居していることを確認できる証明書等）の提出を求めることができる。

第二十四条 （略）

（慶弔休暇）

第二十五条 慶弔休暇は、職員が結婚する場合（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情になる場合を含む。以下同じ。）、職員の親族が死亡した場合その他の勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 慶弔休暇は、日を単位として、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。

- 一 職員が結婚する場合又は職員と当該職員と性別が同一である者との関係が婚姻関係と同様の事情になると委員会が認める場合 引き続く七日

2 育児参加休暇は、配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間内において承認する。ただし、男性職員に当該職員又はその配偶者と同居する小学校就学の始期に達するまでの子がある場合は、配偶者の出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあっては、十六週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間内において承認する。

3～5 （略）

6 委員会は、育児参加休暇を承認するときは、配偶者の出産の事実を確認できる証明書等（第二項ただし書に規定する場合には、出産の事実を確認できる証明書等及び当該職員又は配偶者が子と同居していることを確認できる証明書等）の提出を求めることができる。

第二十四条 （略）

（慶弔休暇）

第二十五条 慶弔休暇は、職員が結婚する場合、職員の親族が死亡した場合その他の勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 慶弔休暇は、日を単位として、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。

- 一 職員が結婚する場合 引き続く七日

二 職員の親族等（別表第四に掲げる者をいう。）が死亡した場合 委員が承認した日から引き続き同表に掲げる日数

三 職員の父母の追悼のための特別な行事を行う場合 一日

3～4 (略)

第二十六条 (略)

(夏季休暇)

第二十七条 夏季休暇は、夏季の期間（七月一日から九月三十日までをいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 夏季休暇は、原則として、日を単位として五日以内で承認する。

(ボランティア休暇)

第二十八条 ボランティア休暇は、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する次の各号に掲げる活動（専ら職員の配偶者等、六親等内の血族及び三親等内の姻族（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び同性パートナーの血族を含む。以下同じ。））に対する支援となる活動を除く。）を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

一～四 (略)

2～6 (略)

第二十九条 (略)

(子の看護のための休暇)

二 職員の親族（別表第四に掲げる親族に限る。）が死亡した場合 委員が承認した日から引き続き別表第四に掲げる日数

三 職員の父母の追悼のための特別な行事を行う場合 一日

3～4 (略)

第二十六条 (略)

(夏季休暇)

第二十七条 夏季休暇は、夏季の期間（七月一日から九月三十日までをいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 夏季休暇は、原則として、日を単位として五日以内で承認する。

(ボランティア休暇)

第二十八条 ボランティア休暇は、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する次の各号に掲げる活動（専ら職員の親族に対する支援となる活動を除く。）を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

一～四 (略)

2～6 (略)

第二十九条 (略)

(子の看護のための休暇)

第二十九条の二 子の看護のための休暇は、九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者等の子を含む。）を養育する職員が当該子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして定める当該子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2～5（略）

第二十九条の三（略）

（介護休暇）

第三十条 条例第十八条第一項に規定する区規則で定める者は、次の各号に掲げる者であつて職員と同居しているもの（第一号から第三号まで、第八号及び第九号に掲げる者を除く。）とする。

- 一 祖父母
- 二 兄弟姉妹
- 三 孫
- 四 父母の配偶者
- 五 配偶者等の父母の配偶者
- 六 子の配偶者
- 七 配偶者等の子
- 八 同性パートナー
- 九 同性パートナーの父母

第二十九条の二 子の看護のための休暇は、九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が当該子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして定める当該子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2～5（略）

第二十九条の三（略）

（介護休暇）

第三十条 条例第十八条第一項に規定する区規則で定める者は、次の各号に掲げる者であつて職員と同居しているもの（第一号から第三号までに掲げる者を除く。）とする。

- 一 祖父母
- 二 兄弟姉妹
- 三 孫
- 四 父母の配偶者
- 五 配偶者の父母の配偶者
- 六 子の配偶者
- 七 配偶者の子
- 八 （新設）
- 九 （新設）

<p>2～17 (略)</p> <p>第三十条の二～第三十三条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>第一条～第七条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>2～17 (略)</p> <p>第三十条の二～第三十三条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>第一条～第七条 (略)</p> <p>(<u>新型コロナウイルス感染症に係る夏季休暇の特例</u>)</p> <p>第八条 <u>新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成三十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)</u>により対応が必要になった業務に従事する職員で委員会が必要があると認められたものに対する令和二年度における第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「九月三十日」とあるのは、「十一月三十日」とする。</p>
<p>付 則 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>別表第一～別表第三 (略)</p> <p>別表第四 (第二十五条関係)</p> <p>【別記5 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 生計を一にする姻族の場合は血族に準ずる。</p> <p>2 代襲相続の場合において、祖先の祭具、墳墓等の承継を受けた</p>	<p>付 則 (略)</p> <p>付 則 (令和二年●月●日文教委規則第十三号)</p> <p><u>この規則は、令和二年九月一日から施行する。ただし、付則に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表第一～別表第三 (略)</p> <p>別表第四 (第二十五条関係)</p> <p>【別記5 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 生計を一にする姻族の場合は、<u>血族</u>に準ずる。</p> <p>2 代襲相続の場合において、祖先の祭具、墳墓等の承継を受けた</p>

<p>者は、一親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。</p> <p>3 特別養子縁組の成立前の監護対象者等は、一親等の直系卑属（子）に準ずる。</p>	<p>者は、一親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。</p> <p>3 特別養子縁組の成立前の監護対象者等は、一親等の直系卑属（子）に準ずる。</p>
---	---

別記1から別記4まで（略）

【別記5】

改正後（案）

		親族等	日数
<u>配偶者等</u>			
血族	一親等の直系尊属（父母）		十日
	一親等の直系卑属（子）		十日
	二親等の直系尊属（祖父母）		七日
	二親等の直系卑属（孫）		五日
	二親等の傍系者（兄弟姉妹）		五日
	三親等の直系尊属（そう祖父母）		五日
	三親等の傍系尊属（おじ又はおば）		五日
	三親等の傍系卑属（おい又はめい）		三日
	四親等の傍系者（いとこに限る。）		一日
	姻族	一親等の直系尊属	
一親等の直系卑属			五日
二親等の直系尊属			三日
二親等の直系卑属			二日
二親等の傍系者			二日

三親等の直系尊属	一日
三親等の傍系尊属	一日
三親等の傍系卑属	一日

現行

親族		日数
配偶者		十日
血族	一親等の直系尊属（父母） 一親等の直系卑属（子） 二親等の直系尊属（祖父母） 二親等の直系卑属（孫） 二親等の傍系者（兄弟姉妹） 三親等の直系尊属（そう祖父母） 三親等の傍系尊属（おじ又はおば） 三親等の傍系卑属（おい又はめい） 四親等の傍系者（いとこに限る。）	十日 十日 十日 七日 五日 五日 五日 五日 五日 三日 一日
姻族	一親等の直系尊属 一親等の直系卑属 二親等の直系尊属 二親等の直系卑属	五日 五日 三日 二日

	<p>二親等の傍系者</p> <p>三親等の直系尊属</p> <p>三親等の傍系尊属</p> <p>三親等の傍系卑属</p>	<p>日</p> <p>日</p> <p>日</p> <p>日</p>
--	--	-------------------------------------

